

日本本土居住の朝鮮人の生活と「動員」

河 棕 文

I .はじめに

1937年7月、導火線に火がついた全面的な中国侵略は植民地支配下で苦しみあえいでいた朝鮮にも大きな影響を及ぼした。「内鮮一体」が叫ばれるようになり、各種人的・物的資源が戦争遂行のために「動員」された。人的動員の場合、志願兵・徴兵制のような兵力動員と共に、1939年から「労務動員計画」により、毎年数十万の労働者が玄界灘を越えなければならなかった。いわゆる「強制動員」の始まりである。すでに日本本土へは1936年末の時点において約70万人の朝鮮人が居住していたが、戦時体制の本格化はこれをはるかに凌駕する朝鮮人の移動を招いたのだった。

このように戦時期の日本本土居住朝鮮人は、自発的な「移住」と、強制動員という二つの契機によって成立した。それにも関わらず、既存研究では両者を区分した上でアプローチする姿勢がなおざりにされてきた。大部分の研究は後者の強制動員の究明に集中し、前者の場合は樋口雄一の研究から分かるように日本に居住した朝鮮人の統制組織「協和会」と結びつけて付随的に扱われるにとどまる¹。

本稿は、強制動員を歴史的に究明・復元しようとした既存研究の問題意識と成果を十分に考慮しながらも、戦時中にも持続していた、いわゆる「縁故」渡航による移住者(以下「移住朝鮮人」)を、強制動員された朝鮮人(以下「強制動員朝鮮人」と区分するところから始める。朝鮮支配の新しい段階としての戦時動員、そして、それに伴う人の移動を総体的に明らかにするという問題意識に立脚し、移住と強制動員それぞれに固有の特徴を峻別し、体系化する作業を試みることにする。これを通して移住朝鮮人と強制動員朝鮮人は生活と動員という側面ではっきりとした区分と違いが存在したという点を明らかにし、同時にそのような現実において投写される戦時動員の本質をより明瞭にすることができるだろう。以下、本稿の骨格を構成する主要な項目を既存研究と比較し、明らかにすれば次のようになる。

第一に、移住朝鮮人は戦時中にどのような生活を営んでいたのかを、主に労働または就業を中心に探ることとする。協和会に関する既存研究を通して、「皇民化」という旗の下、日常に至るまで徹底された「日本風」を強要された移住朝鮮人の生活史はかなりの部分が明らかにされたが、移住朝鮮人が主に従事していた土木・建築や鉱山などの「底辺労働」の実態分析は、主な関心領域から外されていた。たとえば、日本の居住地と朝鮮の故郷をつなぐ移住朝鮮人のネットワークに注目した水野直樹の研究

¹ 単独著書の『協和会』(社会評論社、1986年)、『戦時下朝鮮の民衆と徴兵』(総和社、2001年)、『日本の朝鮮・韓国人』(同成社、2002年)と、共著(山田昭次、古庄正)『朝鮮人戦時労働動員』(岩波書店、2005年)がそうである。

は、日本政府と植民地当局が「支配体制維持」という観点から、ネットワークの規制・遮断に尽力した点を明らかにしたが、戦時中の状況についての議論は抜けている²。

このように抽出した移住朝鮮人の労働と生活は、戦時労働力動員という時代状況とどんな関連があるのか追究することが、第二の課題である。山田昭次は「強制動員された朝鮮人を含む全在日朝鮮人労働者を『時局』企業に配置、定着させる」ということが協和会の任務として期待されており、朝鮮人の皇民化と熟練労働者化を並行して追求したと指摘している³。しかし、その分析は強制動員朝鮮人の事例に集中したため⁴、移住朝鮮人がどのように動員されたのかが依然未完の課題として残されている。よって、戦時体制運用に必要な労働力をなぜ移住朝鮮人や自発的な渡航者ではなく、朝鮮からの強制動員によって調達したのかという問いも放棄されるしかない。

最後に、移住朝鮮人を含め戦時期の朝鮮人移動、すなわち動員の全体像を描き出す作業である。この点に関しては西成田豊が移住と強制動員の相互関連性に着眼し、「朝鮮人強制連行政策は朝鮮人の「内地」渡航を強制連行という権力的な募集形態に一元化するという意味を有していた(強調は引用者による)」と指摘している⁵。しかし、西成田は「一元化」についての詳しい記述を省略しているので、日本人を含む労働力動員政策の大きな流れを念頭に置いて、朝鮮人を動員するためのもろもろの政策の実像と限界の再点検が必要なのである。

II. 日中戦争以前の移住朝鮮人

1910年の韓国併合は、すなわち朝鮮人移住者の増加を意味した。併合直後に内務省が警保局長の名で各地方に「朝鮮人の戸口、職業別人員表の件」という通牒を発し、続いて1911年には「朝鮮人の名簿調整の件」を指示したのもそのような状況に対処するためだった⁶。これによって警察署で作成された名簿は1部を上級機関に提出し、朝鮮人の言動と思想を調査すると同時に、移動時には行き先を速報することと定められた。

移住朝鮮人の増加は第一次世界大戦勃発以降、際立ち始める。日本経済に未曾有の発展がもたらされるにつれ、新しい労働力の需要が創出され、まさにこの労働力需要を満たすために朝鮮人の渡航が行われた。1919年の3.1運動以降には独立運動の弾圧のために渡航が制限され、ちょうど日本経済も不況に苦しめられることになる。それ以降、日本は本国の景気循環につれて、朝鮮人の渡航を抑制したり、許容したりしながら、朝鮮人労働力を日本資本主義下での差別的な就業構造の中に編入さ

² 水野直樹「朝鮮人の国外移住と日本帝国」『岩波講座 世界歴史19 移動と移民』岩波書店、1999年。

³ 山田昭次「朝鮮人強制連行・強制労働に対する国家責任と企業責任」山田昭次・田中宏編『隣国からの告発—強制連行の企業責任2—』創史社、1996年、62-64頁。移住朝鮮人についての緻密で膨大な分析をした外村大も戦時期についてはほとんど言及していない(外村大『在日朝鮮人社会の歴史学的研究:形成・構造・変容』緑蔭書房、1994年)。

⁴ 既存研究のほとんどで、移住朝鮮人が対象だった徴用が朝鮮人の抵抗という観点から主に言及され、抵抗全体の主役も強制動員朝鮮人と比定されるのも同じ文脈であると判断できる。

⁵ 西成田豊『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』東京大学出版会、1997年、242頁。

⁶ 前掲書『日本の朝鮮・韓国人』102-103頁。

せていった。1920年に3万人を超えた在日朝鮮人の人口は、1930年には約30万人に急増している。

どのような経路であろうと日本を生活の基盤とすることを決めた朝鮮人への処遇問題は決して簡単なものではなかった⁷。何より1931年以降の中国侵略の開始は、治安の側面でも移住朝鮮人への新しい政策樹立が差し迫っていると自覚することになる。1934年10月「朝鮮人内地移住対策ノ件」が閣議で決定されたのは、このような流れを反映した結果だった⁸。朝鮮人の日本渡航抑制と満洲移住の拡大が骨組みとなり、第4項には移住朝鮮人対策が列挙されている。「朝鮮人保護団体」の統一・強化、「朝鮮人密集地帯」の保安・衛生などの生活改善をはかること、朝鮮人の指導・教化を通じての「内地」同化の強化などである。

一方、日中戦争以前まで朝鮮人労働者は「失業問題の提供者」であると同時に「一般労働市場の攪乱者」と扱われていた⁹。愛知県名古屋市の場合、1932年夏、失業労働者として登録された数の約1万人中90%が朝鮮人「自由労働者」(日雇い労働者)だったということから分かつとおり¹⁰、いわゆる「昭和恐慌」を契機とした大量失業の荒波は決して朝鮮人労働者たちを避けていかなかった。このような現状を考え合わせ、前述の1934年の閣議では朝鮮人の日本渡航を抑制し、日本国内での統制を強化する決定を下したのである。周知の通り、後者は協和会の結成と運用へとつながることになった。

中央政府より地方がまず動いた。1934年4月に発足した「大阪府内鮮融和事業調査会」がそれであり、ちょうど政府方針が転換し、予算が策定されたおかげで、朝鮮人居住地に「矯風会」を設置し、「協和事業」を強力に推進していった。1936年には、各地方の関連部署会議を経て、東京、大阪、神奈川、愛知、兵庫、山口、福岡に相次いで協和会が設立された。日中戦争の勃発で協和事業はより強化され、1939年には中央協和会が設立されるに及び、朝鮮人が多く居住する府県には地域協和会とともに支部が多数置かれた。

移住朝鮮人の生活と動員について扱う本稿の観点において、初期の協和会と協和事業の中で、興味を引く題目は「寄留届」に関する方針である。日本へ渡った朝鮮人の場合は、戸籍の移動が不可能だったため寄留届を提出しなければならなかった¹¹。そのため、寄留届による所在把握は動員政策の立案と運用のための一次的な資料としての意味を持つこととなる。

1936年8月31日、内務省は各地方長官に対し、「協和事業実施要旨」という通牒を下したのだが、協和会の活動項目中、寄留届は「その他諸般の手続き」とともに、「奨励」されるべき事項として列挙されている¹²。移住朝鮮人の最大集中地である大阪でも、寄留届は協和会の重点事業ではなかった。今宮矯風会では、1935年5月に「寄留届を励行せしむべく届用紙を印刷し無料代書して便宜を与」えるとい

⁷ このような側面は前掲論文「朝鮮人の国外移住と日本帝国」がいい参考となる。

⁸ 「朝鮮人移住対策ノ件」(1934.9.30)、朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』第3巻、三一書房、1976年。以下『朴慶植』と略称。

⁹ 東京府社会課「在京朝鮮人労働者の現状(1936年)」『朴慶植』第3巻。

¹⁰ 前掲書『協和会』27頁。

¹¹ 1914年3月に制定された寄留法は「90日以上本籍、ほかの一定の場所に住所、または居住地がある者はこれを寄留者とする。本籍のない者、本籍が明らかでない者、及び日本国籍を持っていない者は、90日以上一定の場所に居住する者と同じである。」と規定していた。

¹² 武田行雄『内地在住半島人問題と協和事業』国策研究会、1938年。前掲書『協和会』65頁から再引用。

う程度であり¹³、1936年度の矯風会の全体事業方針の中で「教育奨励」と関連して寄留届が取り上げられる中¹⁴、1937年度の「矯風事業」項目の中で寄留届の奨励は正確な戸籍申請とともに絶対的な「矯正」事項ではなく、「奨励」事項の中に含まれるにとどまる¹⁵。

その反面、警察、特に特別高等警察の場合は、移住朝鮮人問題に治安維持の観点から近づくという意味で、別途に住居地と身分変動を把握していった¹⁶。朝鮮人たちの動向把握のために、居住地の管轄警察署で、本籍・出生地・住所・姓名・別名・生年月日・性別・職業・性行・印象・特徴・渡航年月日・家族関係・交友関係・団体関係などを記入した名簿を作成し、移動のたびに整理し、他の警察署に通報し、「常ニ所在ヲ明ニシ置クノ方法ヲ講」するようになった。そして、「容疑人物」を捕まえるため朝鮮人密集地帯と職場、「飯場」などは、常に厳密に視察するようにした。

要するに移住朝鮮人の対策の中で、住居地と身分の把握は治安維持に責任を持つ警察当局の固有の業務だったのみで、決して協和会の主な関心事ではなかったということである。実際に併合から敗戦に至るまで日本本土へ渡った朝鮮人の処遇と管理は、警察すなわち特高課内鮮係が一元的に統制し、地方行政機関が朝鮮人と結びつく場合は、寄留届と子女入学などに限られた¹⁷。各市町村役場で「寄留簿」の作成を開始したのは、1943年に入って、移住朝鮮人の徴兵を実施するためであり、それまでは移住朝鮮人の職業、人口、居住地確認などの事務は各警察署単位で行われたのだった¹⁸。

Ⅲ. 強制動員の開始と移住朝鮮人対策

1. 日中戦争直後の状況

1934年の閣議決定により、移住朝鮮人への処遇と対応が準備・実行されていたが、日中戦争の勃発が直接的に移住朝鮮人労働者に及ぼした影響はほぼ微々たる水準だったように思われる。その理由として次の二つの側面に留意する必要がある。

まず、戦争勃発によって、愛知県瀬戸で陶器製造業に従事した朝鮮人の場合、操業短縮による相当数の失職者が生じたが、これへの県当局の対応は事業主の配慮を要請すると同時に、協和会瀬戸支部を通じて、他の地域への出稼ぎを勧める程度だった¹⁹。日中戦争勃発直後、内務省が発した通牒で、多数の朝鮮人が従事する工場や軍需品工場の朝鮮人への視察と取り締まりの強化を指示したことから分かるように²⁰、地域でも治安維持に主眼を置き、移住朝鮮人の就業状況への影響を協和会、す

¹³ 樋口雄一編『協和会関係資料集Ⅳ』緑蔭書房、1991年、60頁。

¹⁴ 「特高月報」(1936年1月)前掲資料『朴慶植』第3巻、637-638頁。

¹⁵ 前掲資料『協和会関係資料集Ⅳ』102頁。

¹⁶ 「特別高等警察執務心得」前掲資料『朴慶植』第3巻、26-28頁。

¹⁷ 前掲書『朝鮮人戦時労働動員』218頁。

¹⁸ 前掲書『日本の朝鮮・韓国人』103頁。1940年から実施された創氏改名の場合にも改名申告は指定村の戸籍係が受付・処理せず、警察署が窓口の役割をした。

¹⁹ 「特高月報」(1938年1月)前掲資料『朴慶植』第4巻、153頁。しかし、離職者の大部分は5-15年程度居住・定着し、その他の地方への出稼ぎを望まなかったとある。

²⁰ 「治安維持ニ関スル件」(1937.7.17)前掲資料『朴慶植』第3巻、12-14頁。

なわち警察組織を動かし、点検していった。

もう一つは、戦時労働力動員を担当していた内務省社会局の発想である。1937年8月「筑豊石炭鋳業会」は「石炭鋳業連合会」などに渡航制限の緩和と朝鮮人移入を要望し、9月に石炭鋳業連合会は商工大臣に陳情書を提出し、正式に朝鮮人労働者の動員を要請し、このような動きは朝鮮人動員がなされるまで続けられた²¹。これと関係する対策であるか否かは確実ではないが、社会局は12月末の通牒で「内地在住朝鮮人労働者にして就業状態が思わしからざる者(失業登録者を含む)ある地方においてはこの際これらの者を極力石炭山に紹介する」ということを指示している²²。

朝鮮総督府の動きも日本本土とほとんど違いはなかった。ただ日中戦争の勃発が朝鮮人志願兵制度の実施と同じく内鮮一体の雰囲気を守る機会だという判断の下に、1938年3月南次郎朝鮮総督が直接乗り出して、前述の1934年の閣議決定を改正し、渡航制限の解除を要請したことは特筆すべきことである²³。日本国内の移住朝鮮人処遇と関連して、主に警察官の差別的待遇根絶、一時帰国の緩和、いわゆる「不良鮮人」送還の保留などの項目に重きが置かれていたが、本稿では「労働者募集」の項目で「内地ニ於ケル雇傭主ニシテ鮮内ヨリ労働者ヲ募集セムトスル者ニ対シ内地在留ノ失業朝鮮人中ヨリ雇傭スルコトヲ勧告シ朝鮮内ヨリ新規労働者ヲ不正ノ方法ニ依リ誘引セサル様取締ラレタキコト」を要請したことが興味深い。このために要請は内務省と厚生省の両方に対して行われた。

朝鮮総督府の要請による決定は7月に下された。まず同8日厚生省(社会局長、職業部長)と内務省(警保局長)は、日中戦争に臨む朝鮮人労働者対策を別途整理したのだが、以下のとおり文面でも朝鮮総督府の要請をそのまま受け入れたことが明確に示されている。

今般物資ノ使用制限乃至禁止ニ因リ相当多数ノ朝鮮人労働者ノ離職ヲ見ルコト被存候ニ就テハ爾今朝鮮人ノ雇傭ニ関シテハ内地在住朝鮮人保護ノ見地ヨリ企業家其ノ他雇傭者ヲ諭シテ朝鮮内ヨリノ新規雇傭ヲ差控ヘシメ専ラ内地ニ於ケル離職朝鮮人労働者ヲ以テ之ニ充当セシムル様致度ニ付右趣旨御了承ノ上協和事業団体、職業紹介所其ノ他関係機関トモ緊密ナル連絡ヲ執リ速ニ適切ナル処置ヲ講ジ以テ協和事業遂行上萬遺憾ナキヲ期セラレ度²⁴。

やはり、同13日に渡航統制に関する内務省の通牒が発せられ、そこでは渡航統制の緩和が述べられている。同時に労働者の募集と関連して、先の8日の通牒と同様に朝鮮総督府の意向に従うとされている。当時「内鮮協定」と呼ばれていた7月13日付の通牒内容は同21日拓務省に伝達され²⁵、朝鮮総督府警務局は8月18日にその内容を各地方に知らせると同時に、関連担当者の協議会を経て、より

²¹ 「筑豊石炭鋳業会庶務事蹟」(1937年)、『戦時外国人強制連行関係史料集Ⅱ 朝鮮人1上巻』明石書店、1991年、393-396頁。

²² 朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』未来社。1965年、49頁。

²³ 「朝鮮人ノ内地渡航ニ関スル件通牒」(1938.7.13)前掲資料『朴慶植』第3巻、16-19頁。1938年3月23日朝鮮総督府は拓務省に仲介を要請し、7月1日内務省に伝達され、同13日決定が下された。

²⁴ 「朝鮮人労働者雇傭ニ関スル件」(1938.7.8)前掲資料『協和会関係資料集Ⅴ』15-17頁。もともと「内地在住朝鮮同胞ノ第二次一斉調査実施ニ関スル件ヲ定ム」(日本国立公文書館所蔵)の付属文書であり、『協和会関係資料集Ⅴ』に収録されているので、出所を統一する。

²⁵ 「内地在住朝鮮人運動」前掲資料『朴慶植』第4巻、67頁。

詳しい指針を盛り込んだ通牒を12月16日に各地方に下した²⁶。

以上のように、朝鮮総督府はもちろん内務省や厚生省のような中央部署でも移住朝鮮人労働力の動員に関する必要性や政策的な準備はまったく見当たらない。むしろ朝鮮で労働者を動員することよりは移住朝鮮人失業の解消と雇用促進の面に重きを置いていたのである。

2. 強制動員と移住朝鮮人

1939年7月労働動員計画の策定と施行により、朝鮮から労働者が日本に渡ることになった。いわゆる「募集」の開始であり、その対策の一環として協和会の位置づけと関連方策はその姿を一新し、移住朝鮮人の管理体系も新たな段階に進んだ。

10月10日、厚生省社会局長と内務省警保局長は「協和事業ノ拡充ニ関スル件」という通牒を發した²⁷。この通牒により、強制動員された朝鮮人はもちろんのこと、移住朝鮮人まですべて道府県単位で組織された協和会に所属しなければならず、会員であることを証明する「会員章」(以下「会員証」)を携帯しなければならなかった。強制動員朝鮮人は別に会員証に「募」というしるしをつけて移住朝鮮人と区別し、1939年12月末日まで居住地会員を調査し、名簿に記載することとした。

これと連動して、警察当局の動きも大幅に強化されるが、このことは1939年12月1日から特高の執務指針が大幅に改正されたことから見当がつく²⁸。ここでは1921年から発令された朝鮮人視察・取り締まりと異動月報、渡航各種名簿作成に関する規則が統合され一括に規定されている。主要内容は次の通りである。

*新たに管内に転入した朝鮮人は名簿を2部作成し、正本は警察署に、副本は各地区官署に保管された。

*朝鮮人が県内の他の警察署管内へ転出した場合は正本を移送し、副本にも記録を残し、転入した場合にも正本の有無を点検し、正本がない場合は新たに作成した。

1940年に入り、中央協和会は45万部の会員証を發行した²⁹。この会員証は府県協和会と支部を通して各地に配布され、写真が添付された会員証には本籍、現住所が記載された。正会員(世帯主)と準会員(世帯主に準じ、仕事をしている者)とに分けて、その妻や子ども、世帯主ではない無職者は発給対象から除外された。そのような面で会員証は就業、鉄道の乗車、帰国、配給などの機会を通して、労働に従事する朝鮮人の移動と就業の状況を把握・統制できる、単純ながらも決定的な手段だった。

前述の通り、「募集」の施行とともに協和会と警察当局の動きが本格化した。この段階では移住朝

²⁶ 「朝鮮人労働者内地渡航取締ニ関スル件」前掲資料『朴慶植』第3巻、19-23頁、7月8日の通牒と連動し、「内地ノ物資統制ニ依ル刻下ノ実情を一般ニ周知セシメ渡航熱ノ抑制ニ努ムルコト」という指示が下された。一方で、9月22日慶尚南道庁では朝鮮側から総督府・慶尚南道・全羅南道・慶尚北道ならびに主要警察署、日本本土では拓務省・内務省・厚生省・警視庁とともに大阪・山口・福岡ならびに主要警察署などの関係者が集まり、「内鮮協定」について「内鮮協議会」を開催した(「朝鮮人労働者内地渡航取締の状況」同資料、24頁)。

²⁷ 「協和事業ノ擴充ニ関スル件」(1939.10.10)前掲資料『協和会関係資料集V』39-70頁。

²⁸ 「内訓特高秘発一第480号 特別高等警察執務心得」(1939.11.30、日本国立公文書館所蔵)。文書は長野県知事から各警察署への指示だが、同様の指示が全国に出されているものと判断できる。

²⁹ 前掲書『協和会』146頁。

鮮人の「動員」についての認識と対策には大きな変化はなかった。先に紹介した通牒「協和事業ノ拡充ニ関スル件」では「朝鮮人労働者を必要とする産業に定着させ、国策に協力させる」という指摘が行われたが、移住朝鮮人を積極的に動員するという意図は希薄だったように思われる。むしろ「募集」によって日本に渡っていた朝鮮人労働者を日本国内へ定着させる方に関心が向けられていた。1940年8月1日、期間満了や工場・事業所の事情で帰国を余儀なくされたが日本在留を希望する場合、同一工場と事業所に雇用期間の延長と再雇用を促進したり、他の労務動員計画産業に就業できるようにしたのである³⁰。

しかし、労務動員計画による渡航制限の緩和は新たな問題点を生んだ。個別に縁故に頼って日本国内の「平和産業」すなわち非軍需産業に就業する渡航者(以下「縁故渡航者」)、つまり新規移住労働者の増加がそれである。1939年9月以降1940年11月末までの「募集」による渡航者が78,000人程度なのに対し、縁故渡航者は1939年9月から1940年10月末までの間、113,000人以上を記録した³¹。このような状況は統制経済の強化につれ、中小商工業者をはじめとする平和産業を縮小させようとする計画との矛盾をもたらし、「既存朝鮮人労働者乃至内地人労働者ヲ困窮ニ陥レル虞レアリ」との判断に至っている。これに伴い、朝鮮総督府は「内地ノ時局産業以外ノ不要不急ノ産業方面ニ就労セントスル者ヲ多数渡航セシムル」を制限する方向へ舵を切ることになる。

『高等外事月報』はより詳しい状況を示しているが、以下の〈表1〉がそれである。

〈表1〉 縁故渡航者と募集による渡航者の就業状況

		縁故渡航		募集	
		人数	比率(%)	人数	比率(%)
炭鉱・鉱山		2,894	7.9	47,064	75.8
土木・建築		6,345	17.2	14,434	23.2
工場	時局産業	6,261	(17.0)		
	平和産業	21,340	(57.9)		
	小計	27,601	74.9	600	1.0
合計		36,840	100.0	62,098	100.0

* 『高等外事月報』14号(1940年9月分)から作成した。

* 人数は1939年9月から1940年8月までの累積人数を示している。

約60%の縁故渡航者が平和産業に就業していて、彼らは主に京都・大阪・神戸を含む関西地方に職を得た³²。

³⁰ 「雇傭期間満了セル募集ニ依ル移住朝鮮人労働者ニ対スル措置ニ関スル件」(1940.8.1) 前掲資料『協和会関係資料集V』84-93頁。強制動員朝鮮人に対して、職業の変動を通じて日本本土に継続して留まらせるのに、職業紹介所が窓口であると同時に統制機関として活用されたという点も特筆すべきものである。

³¹ 「朝鮮人労働者ノ内地渡航取締ニ関スル件」(1941.1.14) 前掲資料『朴慶植』第4巻、12-13頁。「いわゆる縁故によって内地に渡航し、平和産業、自由労働などに就労する者はむしろ増加した」という認識は内務省警保局の通牒でも繰り返されており、「朝鮮人労働者移住促進ニ関スル緊急措置ニ関スル件」(1941.2.27)、同資料、14-15頁)、その中には満洲地域を経由して、日本に渡る場合も少なくなかった(「在満朝鮮人ノ内地渡航取締ニ関スル件」(1941.1.9) 韓国国会図書館所蔵)。

³² 北海道強制連行実態調査報告書編集委員会ほか編『北海道と朝鮮人労働者』北海道保健福祉部保護課、1999年、55頁。

移住朝鮮人の動員に消極的な日本政府の対応と、これによる移住朝鮮人の就業実態は京都市の場合からも確認できる。1940年「管下在住朝鮮人[中略]其ノ多クハ市内ニ在住シ土木織維工業友仙(友禪)水洗職工屑買其ノ他雑業等ニ従事セリ。然シテ軍需工業関係部門ハ依然トシテ門戸閉鎖ノ状態ニアルヲ以テ是ニ直接就労スルモノ極メテ少数ニシテ他ハ雑役ニ従事シツツ」とある³³。土木を除く残りの分野は、外でもなく平和産業である。

IV. アジア太平洋戦争と移住朝鮮人「動員」

1. 移住朝鮮人「動員」の始まり

中央部署とは違い、地域の協和会の側では移住朝鮮人の「動員」を積極的に模索しようとした。たとえば大阪府「内鮮融和事業調査会」の場合、1941年3月13日総会を開いて決議をしたが、そこには次のような内容が含まれている³⁴。日本国内から大阪地域へ転入する数が顕著に増加するのを防ぐために、移住朝鮮人に労働手帳を所持させ、移動防止令を適用して、労務需給の円滑・適正を図ることと、国民徴用令を移住朝鮮人にも実際に適用し、時局産業に就業させればよいという決議をしたのである。

労働力動員政策を専門に担当する厚生省は、依然として移住朝鮮人の「動員」に消極的だった。ただ1941年4月になって新規の縁故渡航者5,000人を該当年度の労働動員計画に含める計画を立案し、実行しようとしたが³⁵、この場合も募集の枠組みを若干変え、募集の不振を補完するための「暫定措置」に過ぎなかった。対象となる縁故渡航者は「予メ募集ニ依リ移住セル既往労務者中ヨリ鮮内ニ在ル縁故者ニシテ内地ニ渡航シ本人ト同一職場ニ於テ稼働ヲ希望スル者」と決められ、人数も北海道900人、福岡850人ということが示され、主に炭鉱に就業させる予定と思われるからである。

移住朝鮮人の本格的な動員はいわゆる「募集」から「官斡旋」への移行とかみ合い、具体化された。1942年2月13日「朝鮮人労務者活用ニ関スル方策」(以下、「方策」)が閣議決定により実施されたのは、このような変化の始まりだった³⁶。既存の研究で「方策」は強制動員方式が「募集」から「官斡旋」へ転換するという点と関連づけて論じられたが、本稿では朝鮮人動員の基調が変わったという点に注目しようと思う。

「方策」により「朝鮮人労務者ハ有為ナル青少年ヲ選抜シ必要ナル訓練ヲ加ヘ送出スル」とし、「朝鮮人労務者ハ十分ナル国家ノ指導保護下ニ之ヲ使用セシメ優秀ナル皇国労務者トシテ之ヲ育成シ

³³ 京都府『府知事引継文書』(1940年)『在日朝鮮人史研究』6号、1980年6月。

³⁴ 中央協和会『協和事業』1941年3月号、朴慶植編『朝鮮問題資料叢書4』アジア問題研究所、1982年、384-385頁。

³⁵ 「昭和十六年度労務動員実施計画ニ至ル迄ノ朝鮮人労務者ノ移住ニ関スル暫定措置ニ関スル件」(1941.4.11)、「労務動員実施計画ニ伴フ朝鮮人労働者ノ所謂縁故渡航者ノ取り扱ヒニ関スル件」(1941.4.17)、「労務動員実施計画ニ伴フ所謂縁故ニ依ル朝鮮人労働者ノ移住取扱ニ関スル件」(1941.4.19)、「労務動員実施計画ニ伴フ朝鮮人労働者ノ所謂縁故渡航者ノ取扱ニ関スル件」(1941.5.15)などの一連の通牒を通して実施された内容である(前掲資料『朴慶植』第4巻、16-20頁)。

³⁶ 「朝鮮人労務者活用ニ関スル方策」(1942.2.13)、同上、24-25頁。

定期間(概ネ2年)ニ之ヲ補充交代セシメ以テ朝鮮ニ於ケル人的国防資源ノ強化ニ資スルモノトス」とある。要するに、朝鮮人青年(17-25歳)を労働力として動員する作業は、「人的国防資源の強化」すなわち徴兵制との繋がりも考慮して計画されていたのである³⁷。

徴兵制の導入が正式に閣議で決定されたのは1942年5月8日だったが、徴兵制準備に関与していた軍人の論文によれば、1942年初めに朝鮮人徴兵について東条英機首相の決裁を受け、準備に入った³⁸。これと連動する動きとして、1942年1月陸軍省兵務局長(田中隆吉少将)から朝鮮青年の体位、国語、補給状況、戸籍準備状況などに関して照会があり、朝鮮軍は総督府と協力して3月1日から10日までの間、全朝鮮にわたって満18-19歳の朝鮮人を対象に検討した結果、朝鮮人に対する徴兵検査実施は可能だという判断を中央に上申した³⁹。上記の「方策」はちょうどこの徴兵制実施と緊密にかみ合いながら樹立され、労働動員計画の執行や徴兵制の趣旨と食い違って朝鮮人の渡航を禁止している1934年10月の閣議決定「朝鮮人内地移住対策ノ件」は当然廃止されなければならなかったのである。

移住朝鮮人の労働力動員に関する原則も初めてはっきりと明らかになった。つまり「方策」の実施に伴って、移住朝鮮人は徴用、または国民勤労報国隊に参加させることで労働力動員の強化を期することとなった。

以上の方針転換に伴って、中央協和会も積極的に動き始めた⁴⁰。移住朝鮮人で転職を要する者を「時局下緊要産業部門」に就職させるために、1942年6月5、6日の二日間、栃木、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川など7府県の協和事業関係職員を厚生省大会議室に集め、「朝鮮人転職訓練に関する懇談会」を開催し、東部国民訓練所を視察した。また1943年9月高等専門学校と大学を卒業する朝鮮人学生を各種工場、陸海軍直営工場、憲兵補などに就職させるため、1942年7月18日に「朝鮮人学生問題懇談会」が開催された⁴¹。

1943年度の国民動員計画はこのような政策をより明確に示している。基本方針には「朝鮮人労働者ノ内地移入ハ概ネ前年度同様トスルモ内地在在朝鮮人、華人(中国人、引用者)労働者、俘虜及刑務所在監者等ニ付テ活用ヲ図リ国民動員実施計画ニ弾力性ヲ有セシム」⁴²とある。「常時要員」の供給と関連し、内地在在朝鮮人は「供給源」の一つとして位置づけられ、「内地在在朝鮮人ニ付テハ主トシテ都市在在ノ朝鮮人ヲ対象トシ之ガ計画産業ヘノ供出ヲ図ル」とある。そして供給源確保のための具体的な措置として、移住朝鮮人は国民徴用除外を解除すると明記されている。規模の側面でも朝鮮から

³⁷ 実施要領でも「朝鮮での青年訓練、及び志願制度などとの関連に特に有益であり、お互い推進助長を期する」と記されている。

³⁸ 田中義男「朝鮮における徴兵制」『軍事史学』(8巻4号、1968年)前掲『戦時下朝鮮の民衆と徴兵』29-30頁から再引用。

³⁹ 「朝鮮人志願兵・徴兵の概要 第四章 徴兵制への飛躍」『朝鮮軍関係資料』(日本防衛省防衛研究所所蔵)。前掲書『戦時下朝鮮の民衆と徴兵』22-23頁から再引用。

⁴⁰ 中央協和会『昭和十七年度事業現況』(1943.3)前掲資料『朴慶植』第5巻、687頁。

⁴¹ 朝鮮人学生の動員との関連では、1942年4月「強制的に徴用して軍務其の他国家須要の時務に服せしむる」との計画が立てられた。ここで言う軍務とは志願兵制度を指すのではなく、実際は陸海軍直営工場や憲兵補などが、軍との協調下で実行に移されたものであると推測される(「在内地朝鮮学生に関する方針に就て」前掲資料『協和会関係資料集 I』259頁)。

⁴² 以下、特に言及がない限り、石川準吉『国家総動員史』資料編第二、国家総動員史刊行会、1975年、236-327頁を参照した。

の労働力動員は120,000人にのぼり、移住朝鮮人は50,000人の動員が計上されている。これを反映し、1943年4月地方長官会議では「一般内地在住朝鮮人ニ対シテモ重要産業方面ヘノ転職又ハ勤勞奉仕等ヲ懲慥シ朝鮮人勞務者ノ勤勞体制ヲ強化シ以テ戦時下生産増強ニ寄与セシムルヤウ特段ノ力ヲ効サレタシ」という指示が下った⁴³。

西成田は上記の労働力動員政策の転換により在日朝鮮人の職業構成で、工業、特に軍事工業の割合が1943年以降増加傾向に入ったと判断している。前述した京都市の場合、1944年には「之等在住者(移住朝鮮人、引用者)ハ京都市内及舞鶴 宮津方面等ノ都市ニ蟻集シ従来ヨリ土工、繊維工業、友仙染、水洗職工、雑業等平和産業部面ニ移動スルモノ大部分ヲ占メ居リタルガ最近ニ於テハ時局ノ影響ヲ受ケ漸次時局産業部面ニ転換シツツアリ」と記録されている⁴⁴。

2. 移住朝鮮人の把握・統制の強化

前述の「方策」は「官斡旋」への移行とともに縁故渡航により持続的に増加する移住朝鮮人たちまでも一元的な統制下に置こうとした。このことと関連した措置が1942年3月企画院第三部(労働力動員担当)の名で下された関係部署間の「覚書」である⁴⁵。その主要内容は次の通りである。

*移住朝鮮人労働者はもちろん新規渡航労働者も労務調整令とその他の統制法令を適用し、認可を受けることとする。

*担当官庁は国民職業指導所長と警察署長となり、認可は両者の合議を経て国民職業指導所長の名で下す。国民職業指導所長以外の官庁で認可することとした統制法令の運用もこれに準ずる。

こうして日本本土で運用されていた労働力統制の枠組み、すなわち労務調整令と国民職業指導所の統制体系の中に在日朝鮮人労働者全体を編入させるという原則が定まったのである。

この新たなシステムの作動は協和会の組織網と会員証所持の徹底化を通して図られた。1942年7月、頻発する逃走を防ぐための策の一環として、警保局長が警視總監と地方長官に下した通牒からこのことを確認できる⁴⁶。その主要項目は次の通りである。

*朝鮮人労働者は全員協和会に加入させる方針を徹底的に施行する。

*会員証の交付と移動事項の訂正は格別な注意を要する。

*会員証を所持しない者は不正渡航者や逃走者であり、絶対に雇用しないように事業主に周知させる。これを

⁴³ 『厚生次官在勤記録』(二、本省一般関係)。前掲書『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』209-210頁から再引用。

⁴⁴ 京都府『府知事引継文書』(1944年)、『在日朝鮮人史研究』6号、1980年6月。

⁴⁵ 「朝鮮人ノ内地渡航取扱ニ関スル件」(1942.3.31)前掲資料『朴慶植』第4巻、26-27頁。

⁴⁶ 「朝鮮人ノ移動防止ニ関スル件」(1942.7.22)、同上、28-30頁。類似した内容の通牒が陸軍省と海軍省に伝達され、傘下の工場・事業所に周知させるものとされた(『朝鮮人労働者ニ関スル件』(1942.8.5)、同上、30頁)。2日目には厚生次官、内務次官、商工次官の連名通牒で、傘下の工場・事業所及び地方、鉱山監督部などに伝わっており(「移入朝鮮人労働者逃走防止ニ関スル件」(1942.8.6)、同上、31頁)、そこでは業者間の「労働者引抜」を防ぐために労務調整令によって処罰しようとするまで言及している。

破った場合には該当朝鮮人を送還する以外に適当な制裁措置を行う。

*協和会加入と会員証所持を徹底するために8月15日から2カ月間、全国的な一斉調査を実施する。

一斉調査の結果は次の通りである。労働者総数665,277人(1941年末)に肉迫する643,416名を調査したところ、そのうち会員証未所持者は68,468人であり、逃走者6,096人と不正渡航者8,026人、その他45,681人の大部分は職場に就業させ、会員証の交付を受けさせた⁴⁷。

第一回調査は前述の移住朝鮮人の徴用のための予備措置という側面もあったと見られ、移住朝鮮人を対象にした初の徴用もこのように構築された統制システムを基礎として行われた。1942年9月21日海軍が要求した徴用令の発動は次のように執行された⁴⁸。徴用対象者の調査登録は「不急産業方面」従事者とし、担当部署及び府県協和会(支会)と連絡し、地区別割り当てを均等にし、会員名簿を利用して適格者の登録に尽力する。出頭要求書は必ず地方長官の名で発布し、徴用令書は銓衡後、すぐに本人に交付する。国民職業指導所長は警察署長(協和会支会長)に対し、協和会員名簿の閲覧と、思想傾向についての質疑などを連絡する。警察あるいは協和会が人選と推薦を主導している感じを与えないように注意し、全体的にも警察官の関与が表面に出ないようにする。

しかし、協和会会員証による統制にも少なからず限界があった。1941年3月国民労務手帳法が制定されると、移住朝鮮人は協和会会員証と労務手帳の二つの証明書を所持しなければならなかった。その上、有効期間は2年で、満了後には再交付を受けることになっていたが、問題は満了の時点が一定ではなく、整理が混乱するという点が指摘されていた⁴⁹。

1943年7月、協和会会員証を国民労務手帳または職業能力申告手帳と連係させる措置が取られたのは、このようなもろもろの問題点を解決するための意図だったと見るべきだろう⁵⁰。もともと国民労務手帳や職業能力申告手帳は会員証を提示した朝鮮人労働者に対し、国民職業指導所長が発行することになっていたところ、会員証に二つの手帳の交付事実を明記することとした。これは国民労務手帳と職業能力申告手帳の二重交付を防止すると同時に会員証と連係させることで「移動防止其ノ他労務統制等ニ資スル為勤労局(厚生省、引用者)ヨリノ申出ノ次第モ有」って実施されるようになったものだった。鉱工業と土木・建築に従事する朝鮮人は、他の職業従事者とは違って、協和会と国民職業指導所の二重統制を受けることになった。移住朝鮮人に対する職業指導所長の統制力は増大し、これは国民勤労報国際運用の円滑化を念頭に置いた措置だったと判断できる。

⁴⁷ 内務省警保局「社会運動の状況」(1942年)、同上、934-937頁。

⁴⁸ 「海軍第四百四十六次新規要員徴用実施ニ関スル件」(1942.9.22)、「内地在住朝鮮人徴用ニ伴フ協和会ノ指導ニ関スル件」(1942.9.23)、「内地在住朝鮮人徴用ニ伴フ協和会ノ指導ニ関スル件」(1942.9.23)、同上、32-33頁。

⁴⁹ 労務行政研究所『朝鮮人労務管理の要領』(1942.8)前掲資料『朝鮮問題資料叢書1』20頁。それにより労務行政研究所は会員証の満了時点を統一し、一斉に再交付する案を提案した。

⁵⁰ 「協和会々員章ニ関スル件」(1943.7.5)、「朝鮮人ニ対スル国民労務手帳若ハ職業能力申告手帳ノ交付ニ関スル件」(1943.7.7)前掲資料『協和会関係資料集 I』379-389頁。前者は厚生省生活局長と内務省警保局長の連名通牒であり、後者は厚生省勤労局長の通牒である。

V.移住朝鮮人「動員」の実状

1.勤労報国隊

前述した「方策」で指摘されていた勤労報国隊の運用状況を見てみよう。まず東京の場合、軍人援護会、協和会、農会の主催で応召農家への勤労奉仕を1941年秋に二度にわたり実施し、参加人数は予定以上の800人に及んだという⁵¹。このような種類の勤労奉仕が散発的に行われていたとすると、1941年1月の「国民勤務報国協力令」制定は移住朝鮮人労働力動員の開始とも直結する出来事だった。1942年1月8日から4月8日まで3ヵ月の間、群馬県の高崎勤労報国隊に参加した高崎協和会会員10人は、北海道の夕張炭鉱まで行って働き、長崎の島原支会では協和勤労報国隊を組織して北松浦郡にある日産の矢岳炭鉱で40日間勤労奉仕をし、2月23日に帰って来たという記事が掲載されている⁵²。

では勤労報国隊を通した移住朝鮮人動員の実状はどんなものだったのだろうか。1937年末現在の朝鮮人居住地の上位10位までの地域を対象に勤労奉仕(1か月以下)と勤労報国隊(1か月以上)の運用状況を人数で整理したものが〈表2〉である。

〈表2〉 勤労奉仕と勤労報国隊の運用状況

	勤労奉仕			勤労報国隊		
	1941年度	1942年度	1943年度	1941年度	1942年度	1943年度
大阪			22		141	1,896
兵庫	60	80	90			35
愛知	566	1,220	425		142	414
東京	721	4,729	7,615			
京都						30
福岡					1,776	
山口		232	1,500		614	
広島						
神奈川						
北海道			22		20	52
合計	19,465	66,274	20,367 79,889	407 15,936	4,104 209,227	5,089 279,767

* 1943年10月までの数値である。

* 太い活字は延べ人数で集計された数値で参考として引用し、順位には含めていない。

* 前掲資料『協和会関係資料集 I』357-360頁。

⁵¹ 朝鮮銀行京城総裁席調査課「内地、支那各地在住の半島人の活動状況に関する調書」(1942)前掲資料『朴慶植』第4巻、1298頁。

⁵² 『協和事業』(1942年6月号)前掲資料『朝鮮問題資料叢書4』496-498頁。この後にも似た内容の記事が続けて掲載されており、炭鉱方面は通常長期的(1か月以上)の勤労報国隊がほとんどだった。岡山県の場合、「宇野支会員20名は9月1日朝鮮半島同胞として最初の国民勤労報国協力令書に接し爾後1ヵ月間玉野市某重要工場に光栄ある勤労を続けた」とある(『協和事業』1942年12月号、同資料、511頁)。

勤労奉仕の動員人員を基準に上位5位までの地域をそれぞれ集計すれば、1941年度は滋賀－岡山－大分－愛媛－愛知の順であり、1942年度は東京－奈良－滋賀－愛媛－愛知、1943年度は奈良－岡山－滋賀－山口－熊本がそれぞれ該当する。勤労報国隊の場合は、1941年が長崎－奈良－愛媛－熊本－鹿児島（しかし全体人数が407人であり、ごく僅かである）、1942年度は福岡－熊本－山口－大分－愛知、1943年度は大阪－茨城－愛知－岡山－大分の順で集計される。

統計の厳密性の如何は考慮の余地があるのは明らかだが⁵³、その点が次の二つの事実の信憑性を決定的に阻害するとは判断しない。一つは勤労奉仕と勤労報国隊ともに実績が非常に低調な点であり、もう一つは愛知を除くと強制動員が始まる前に朝鮮人が集中居住した地域での動員がやはり非常に低調な点である。

内務省警保局の勤労奉仕の統計もこのような状況を裏付けている。1943年度の場合「銃後活動」の一環として集計されたが、朝鮮人最大の集中居住地である大阪と兵庫の場合は勤労奉仕の事例がほとんど登場しない。詳しい統計が記録された9月には17の道府県で67の団体に3,878人の朝鮮人が勤労奉仕をしたとあるが、上位5位までを列挙すると、愛知－島根－熊本－長野－神奈川の順である⁵⁴。同10月－12月までの集計を見ると、15の道府県で558の団体に10,550人が動員されたが、上位5地域は愛知－岡山－和歌山－京都－山梨の順であり、625の団体に14,428人が勤労奉仕をしたとなっている⁵⁵。

それでは勤労奉仕の運営の面を見てみることにする。1942年秋兵庫県協和会では「食糧増産勤労奉仕実施要綱」を決定し、県と郡の農会と協力して、各支会別に勤労奉仕隊を組織した⁵⁶。当初、延べ人数7,450人の動員を計上したが、実際の動員数は5,651人で、かなりの実績を上げたように見えるが、上記の実施要綱を詳しく見てみると、その実態が現れる。徒歩と自転車利用前提の地域選定、費用の自己負担という限界などを考慮すると、人数を確保するためには、計画段階から「希望者」中心よりは、参加を「慫慂（すすめる）」するという強制性が介在せざるをえなかった。そのような状況を総合すると、この勤労奉仕は兵庫県協和会が総力を挙げてかろうじて揃えられる事業であり、通常の動員方式というよりも、一回性のキャンペーンの性格が濃いと判断できる。

まさにこのような状況を打開するための方針の一環として、1943年7月に、前述の協和会会員証を国民労務手帳及び職業能力申告手帳と連係させたと考えられる。同時に1944年3月厚生省健民局は予備訓練の実施が必要だと判断し、これに関する予算を国庫から支援するよう決定した。以下はその内容である。

既往朝鮮人ノ労働力活用ニ関付テ勤労報国隊乃至勤労奉仕隊ノ供出等ニ依リ夫々配意セラレツツアル所

⁵³ 国民勤労報国隊の場合、1942年12月末の中央協和会の調査によれば、55回出勤の延べ日数2,494日、延べ人数25,852人で（中央協和会『昭和十七年度事業現況』（1943.3）前掲資料『朴慶植』第5巻、686頁）、1943年9月末まで国民勤労報国隊の延べ人数は460,021人で、勤労奉仕隊の延べ人数は140,940人と、それぞれ集計されている（中央協和会『昭和十八年度事業現況』（1944.3）、同資料、691-692頁）。また警保局統計で、1943年1月から12月まで実人数14,428名が勤労奉仕に参加した（「朝鮮人運動の状況」1943年12月、同資料、275-278頁）ということとを考慮すると、〈表2〉でおよその規模を推測できると見るべきだろう。

⁵⁴ 「朝鮮人運動の状況」1943年9月、同上、206-208頁。

⁵⁵ 「朝鮮人運動の状況」1943年12月、同上、275-278頁。

⁵⁶ 前掲資料『協和会関係資料集Ⅳ』518-523頁。以下同じ。

ナルモ明年度ニ於テハ之等ノ供出ニ当リ其ノ予備訓練ヲ地方協和会ニ於テ実施セシメ之ニ要スル経費ヲ交付スルコトナリタルヲ以テ之ガ運用ニ一層ノ力ヲ効サレタキコト(原文は下線ではなく傍点、引用者)⁵⁷。

この措置は実施に移された。同6月厚生省健民局は勤労報国隊・勤労奉仕隊とともに「重要産業方面に転換する者」のための訓練費を国庫で補助すると決定し、一定額が配当された北海道にも補助申請の指示が下された⁵⁸。

このように強化された移住朝鮮人労働力動員の実状は次のように記述されている。

労力の提供中勤労報国隊の編成に就て言へば、大阪の如きは常時編成している。[中略]報国隊の就業に当たっては、先ず3日間宿泊訓練をやらして、現場に出している。送りこんだ先にも行って協和会本部員などが之を慰問激励してゐるが、成績は優秀である。京都の大江山鉱山の如きは特に其の著しい例である。又九州大牟田の三井三池鉱山の如きも報国隊員中五分の一位は残留し結局居付いてゐる様である⁵⁹。

前で確認したように、アジア太平洋戦争初期段階で移住朝鮮人最大の集中地だった大阪の勤労報国隊動員は極めて不振だったが、1944年の段階に入ると「常時編成」が可能になるほどまで強化されていたのである。

2. 徴用

勤労報国隊による動員がそれほど成果を出せなかったとすると、徴用はどうだろうか。結論から言うと、強制性の程度がかなり高い徴用もそれほど円滑に運用できなかった。以下その内容を見てみよう。

1942年9月21日の初徴用は海軍の要求によるもので、対象は移住朝鮮人と定められた。初めての徴用令は海軍鎮守府の直轄事業所に必要な土木・建築関連労働者を確保するための措置だった⁶⁰。対象者は日本語に精通し、思想と性行が良好であり、30歳未満の独身生活者を基準に5,203人を徴用し、軍属として採用しようとした。しかし、移住朝鮮人の初徴用は成果がかなり低かった。北海道を含む八つの道県を除く全国を対象に、合計17,188人に出頭命令が下され、9,818人が出頭し(7,372人不出頭)、4,293人が徴用令書を受領した。「朝鮮人の徴用は内地人と異り、国民職業指導所長のみにては完全なる運用を期する事能はざるものあり」という当初の判断が的中したものである。

その理由として警察当局は次の事項を指摘している。徴用後の家族の生計困難、賃金の支給、徴用期間、徴用後の業態と場所などへの心配と不安により、忌避者が続出していたのである。また、問題の根源が「在住朝鮮人青壮年の時局認識がまだかなり低かった」というところに求められており、今後

⁵⁷ 厚生省健民局「協和会事務打合せへの厚生省指示事項」(1944.3)前掲資料『朴慶植』第5巻、714頁。

⁵⁸ 「内地在住朝鮮人の勤労報国隊、勤労奉仕隊員などの訓練費国庫補助に関する件」(1944.6.16)前掲資料『協和会関係資料集Ⅲ』。

⁵⁹ 思想対策係「半島人問題」(1944.8)、水野直樹編『戦時期植民地統治資料』第7巻、柏書房、1998年、319-323頁。「現に朝鮮に徴兵を布くことゝなつたので、将来は何としても事実上半島人を信用してかゝらねばならない」というのが本心であった。

⁶⁰ 以下の内容は特に言及がない限り、内務省警保局「社会運動の状況」(1942)同上、900-904頁を参照した。

の徴兵制実施にも影響を与えるものであるという認識に至っている。

このような警察当局の分析とは違う角度から徴用制の運用と結果を見てみよう。以下〈表3〉の通り、出頭命令を発した人数の40%以上が出頭しなかったのは、「送達不能」、すなわち所在把握の不可能という制度的欠陥が主な要因だった⁶¹。

〈表3〉 移住朝鮮人徴用の出欠状況

府県	出頭要求	不出頭	出頭	徴用	不出頭理由
福島	95	22	73	20	送達不能
東京	4,599	2,345	2,254	630	提出491、送達不能1,435、無反応419
大分	224	30	194	43	送達不能
大阪	1,037	117	920	619	送達不能、徴用者619人中、不参加15人
佐賀	209	69	140	70	送達不能
愛媛	397	158	239	106	送達不能29、病気2、不在者4、その他34
埼玉	204	47	157	50	送達不能46、病気1
計	6,765	2,788	3,977	1,538	

* 前掲書『戦時下朝鮮の民衆と徴兵』41頁。

* 『朴慶植』第4巻、901-903頁とは一部数字が異なる。

移住朝鮮人の戸口調査はあくまで警察の役目だったが、「戸口調査は人的警察力の不足により徹底されていなかった」のである。先に確認したのだが、上記の〈表3〉は在日朝鮮人統制の主役だった協和会(事実上警察)の調査名簿によって、下された出頭命令の結果だった。海軍の要求で協和会が警察の協力を得て総力を挙げて調査しても、所在把握が不可能な事例が多かったのを示している。

以上の状況を念頭に置き、もう一度徴用制の運用状況を振り返ってみよう。まず、警察当局の認識を背景に議論を広げることとする⁶²。

1942年10月最初に発動された徴用令は出頭率が51%だったが、以降は次第に高まり、1944年に入ると61%程度に達した。しかし、移住朝鮮人の場合、主に土建のような自由労働に従事し、かなり高額収入を得ていたが、徴用により収入が激減することになり、また徴用範囲が拡大され、独身者よりもむしろ30歳以上の家族滞在者へ重心が移され、徴用への不安感が高まり、労働意欲も低下する傾向が表れた。名古屋の朝鮮人徴用者の場合、1944年2月中旬から末まで無断長期欠勤者は36%に上った。

このことよりも重要な点は、朝鮮人の動態把握が難しいために、徴用の中心が従来の該当区域に定住し生業を営む「比較的眞面目なる者に偏向し、反時局的業態に従事する不正業者は其の移動性の故に殆んど徴用を免れつつある」という事実である。これほどまでに移住朝鮮人の動員が非常に難しかったという側面は、当時の関係者にも明確に認識されていたのである。

以下の東京での徴用状況は、戦争末期にもかかわらず、このような問題が依然として未解決状態に

⁶¹ 前掲書『戦時下朝鮮の民衆と徴兵』40-42頁。

⁶² 以下の内容は特に言及がない限り、内務省警保局「思想旬報」第7号(1944.6.10)前掲資料『朴慶植』第5巻、31頁を参照した。

あったことを示している。

半島出身者ハ内地人ニ比シ一般的ニ徴用忌避的傾向強ク之等不出頭者ニ付觀ルニ内地人1割9分ニ対シ半島人4割5分ナリ、斯等不出頭者中ニハ住所不定者ノ多キニ由ルモノモ相当アリ又応徴後ノ収入減ヲ嫌ヒ闇賃金又ハ闇取引ニ依ル利ヲ追フテ行動シツツアル状況ナリ⁶³。

上の「住所不定者」の事例は証言からも見つけられ、金相均の場合、結婚した姉の家で1943年徴用通知を受けたが、「行けば帰って来られないので、考える当てもなく千葉に来て」日立航空機工場の埋め立て工事現場で働いた⁶⁴。移住朝鮮人に「戦時体制下は極度の人手不足、徴用さえうまくのがれたら、仕事はいくらでもあった」と記憶される程だったのである⁶⁵。

3. 徴兵

以上のように移住朝鮮人の労働力動員は当局の意図とは異なり円滑には行えず、移住朝鮮人は労働力動員の「死角地帯」に存在した。しかし、徴兵忌避が許されなかった時代状況を念頭に置くと、徴兵制の導入へと移住朝鮮人統制システムは全面的に改編されるほかなかった。以下、このことについて見てみよう。

1942年5月に導入が決定された徴兵制は、「兵役法」の改正を経てから、1943年8月から実施に入った。これと関連して、厚生省と内務省も各地方に指示を行い、朝鮮人への「指導訓練」を徹底的に行うこととした⁶⁶。

1943年に入り、協和会は徴兵準備にできる限りの力を傾けた。同4月の地方長官会議で厚生次官は、「徴兵制ノ施行準備及労務者指導訓練ノ強化徹底並ニ地方協和会下部組織ノ整備拡充ニ格段ノ力ヲ効サレ」ることを注文する訓示を行った⁶⁷。1943年8月政府が作成した文書「時局下の内地在住朝鮮人問題」によると、「昭和十八年度ニ於テ徴兵制ノ実施ニ伴ヒ壮丁訓練ヲ実施スルト共ニ家庭婦人ノ指導ヲ開始スルニ至ツタ」とある。

関連する動きは地方でも確認できる。北海道協和会は8月の1か月間、1944年度徴兵適齢者(1923.12.2-1924.12.1出生者)と、1945年度徴兵適齢者の一部を対象に「壮丁錬成」を実施するという

⁶³ 労働運動史料委員会編『日本労働運動史料』9巻、1965年、464頁。

⁶⁴ 朝鮮人強制連行真相調査団編『朝鮮人強制連行調査の記録—関東編1—』柏書房、2002年、281-283頁。

⁶⁵ 韓哲曦『人生は七転八起—私の在日70年—』岩波書店、1997年、57頁。

⁶⁶ 「朝鮮人ニ徴兵制施行ニ伴フ内地居住者指導ニ関スル件」(1942.6.30)、前掲資料『協和会関係資料集Ⅲ』25-26頁。

⁶⁷ 『厚生次官在勤記録』(二、本省一般関係)、前掲書『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』227-228頁から再引用。以下、特に言及がない限り、同様である。参考に1943年5月11日の通牒を見ると、「内地在住朝鮮人壮丁の錬成」において、「移入労務者」は除外され、別途「移入労務者訓練及び取扱要綱」で扱われていた(「内地在住朝鮮人壮丁錬成ニ関スル件」(1943.5.11)、前掲資料『朴慶植』第5巻、750-751頁)。錬成対象から除外されるのは、1.青年学校・中等学校以上に在学する者及びその卒業生、青年特別訓練を受けている者及びその修了者、2.陸海軍の軍属、3.移入労務者として「移入労務者訓練及び取扱要綱」により所定の訓練を受けている者、の三つの部類であった。そして北海道の場合には勤労報国隊などで他の地域から来た者と心身障害者なども錬成から除外された(「北海道協和会壮丁錬成会」前掲資料『協和会関係資料集Ⅲ』51頁)。

計画を立て、これは実行に移された⁶⁸。兵庫県協和会の「兵庫県協和会青年部指導要領」では朝鮮人男性15-21歳を正部員、22-25歳を特別部員とする協和会青年部を支会の管轄区域別に設置する計画だった⁶⁹。福島県の場合、1943年に県の協和事業と関連して、「事業ノ特殊性ニ鑑ミ常ニ県兵事厚生課、特高課及労政課ガ互ニ緊密ナル連絡ヲ保持シ其ノ適正円滑ヲ期シツツアリ」と報告している⁷⁰。1944年7月協和事業の改善点と関連し、18-21歳の青年は「帝国軍人トシテノ精神訓練ニ主力ヲ注グベシ。之ハ家庭、社会ノ情况及ビ本人ノ素養等ヨリ推シテ今後数年ノ暫定期間中ハ絶対的の必要アリト認ム」と提案が出たのと同じ文脈である⁷¹。

徴兵制の導入に際し、徴兵検査対象者の居住地把握は先決条件の一つだった。しかし、移住朝鮮人は高い移動性と「住居不定」により所在把握が簡単ではなかった。これを解消するために実施されたのが「寄留調査」だった。

ちなみに寄留調査はもっぱら移住朝鮮人にだけ実施されたと判断される。兵庫県相生市の場合、各種資料を見ると、至誠寮に朝鮮人徴用工1,710人が収容されたとあるが、至誠寮があった佐方には、2世帯6名しか寄留登録されていなかった。彼らは軍の管理下にあったので寄留簿に登録されていなかったのだという⁷²。

移住朝鮮人の寄留調査に関する方針が決定されたのは1942年12月であり、「内地在住朝鮮人の戸籍及寄留の整備要綱」(以下「整備要綱」)がそれである⁷³。朝鮮では20歳以下の男子だけを対象に実施されたが⁷⁴、日本(サハリンを含む)内では全ての男子が対象になった。「整備要綱」に従い、1943年2月20日予備調査を実施した後の3月1日、移住朝鮮人の戸籍と寄留届の一斉整備が行われた⁷⁵。その結果、調査対象者(サハリンを含む)949,729人中、寄留届を提出しない者は半分の470,975人にも及んだ。「徴兵制施行の万全を期する為之に必要な限度内に於て」実施されたという限界のためかは明らかではないが⁷⁶、移住朝鮮人の所在把握が難しいという現実が改めて浮き彫りにされた形である。

1944年度徴兵検査の結果を考慮し、12月2日には第二次寄留調査が閣議で決定され⁷⁷、翌年2月10日に実施された。第一次調査では男子に限って戸籍と寄留整備調査を実施し、1944年徴兵検査を実施したが、不十分なところが多く、1945年以降、徴兵適齢者を把握するために「急遽」決定し、日本に居住する朝鮮人男女すべてに対して、調査を実施するに至ったものである⁷⁸。実施要綱によると、調

⁶⁸ 同上、50-51頁。

⁶⁹ 『兵庫県社会事業』1943年6月号、前掲書『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』224頁から再引用。

⁷⁰ 兵事厚生課「協和事業ノ状況(内政部長議会説明資料)」(1943.5)、長澤秀編・解説『戦時下強制連行極秘資料集』1、緑蔭書房、1996年、59頁。

⁷¹ 長島慶三「協和事業ノ根本的の改革私案」(1944.7)、『戦時期植民地統治資料』7巻、267-268頁。労働力動員に関する方策の重要性が低いという点も特筆すべきものである。

⁷² 朝鮮人強制連行真相調査団編『朝鮮人強制連行調査の記録—兵庫編—』柏書房、1993年、234-237頁。愛知県宝飯の小坂井で発見された寄留簿に記載された朝鮮人も、移住朝鮮人と比定される(朝鮮人強制連行真相調査団編『朝鮮人強制連行調査の記録—中部・東海編—』柏書房、1997年、25頁)。

⁷³ 司法省「内地及樺太在住朝鮮人の戸籍及寄留整備提要」(1944.10)、前掲資料『協和会関係資料集V』187-193頁。

⁷⁴ 朝鮮での寄留調査に関する事項は、前掲書『戦時下朝鮮の民衆と徴兵』46-47頁を参照。

⁷⁵ 前掲資料『朴慶植』第5巻、175-179頁。

⁷⁶ 前掲資料『協和会関係資料集V』187頁。

⁷⁷ 「内地在住朝鮮同胞ノ第二次一斉調査実施ニ関スル件ヲ定ム」前掲資料『協和会関係資料集V』203-208頁。

⁷⁸ 「司法部内臨時職員設置制中ヲ改正ス」(日本国立公文書館所蔵)。1945年1月16日このために司法部から2

査結果を背景に「朝鮮同胞ノ寄留を整備スルト共ニ其ノ住居ノ移動ヲ常時明確ナラシムル為必要ナル措置ヲ講ズル」こととした⁷⁹。

敗戦が迫るにつれて、協和事業の力は一層徴兵制の方へ傾けられていったと見られる。1943年度、1944年度にかけて、協和事業予算中、予備費の場合、強制動員朝鮮人の「指導誘掖」とともに、徴兵制実施に関する指導訓練徹底を要求している⁸⁰。1944年3月、厚生省健民局が協和会実務者に指示した項目でも既存の事業のほかに「壮丁錬成ノ徹底ニ関スル件」が「移入労務者ノ訓練ニ関スル件」や「新聞(仮称協和新聞、引用者)発行ニ関スル件」とともに入り⁸¹、1945年1月の場合、「興生協会」のもっとも重要な事業として「徴兵準備教育」と「労務者指導」が列挙されている⁸²。

VI. 移住朝鮮人の生活と「動員」の乖離

1. 移住朝鮮人の生活と独自性

移住朝鮮人の就業は、早くから独自のネットワーク内で動いていた。1920年代中盤、神戸市の調査によれば、日本へ渡航した朝鮮人が「第一におちつく先は職業紹介所でもなければ市立の宿泊所でもない。言い合わたしたように一斉に鮮人相手の労働下宿へ流れこむ」とある⁸³。労働下宿とは他でもない朝鮮人部落だった。

このような状況は日中戦争直前まで続き、兵庫県事例は興味深い示唆点を提供している⁸⁴。まず就業経路はほとんど朝鮮人内部的ネットワーク、すなわち縁故が支配的なものとして現れる。右の〈表4〉がそれである。

当時、社会政策施設である職業紹介所と方面委員はもちろん、口入屋や新聞広告の利用もほとんどないというところに、移住朝鮮人共同体の孤立性と独自性が明確に露呈しているのである。

〈表4〉 兵庫県の移住朝鮮人の就業経路

	実数	比率
公設紹介所の紹介	12	0.1
方面委員の紹介	1	0.0
口入屋	1	0.0
新聞広告	13	0.2
知人の紹介	3,857	47.1
自己志願	2,683	32.8
親戚の紹介	684	8.4
その他	935	11.4
計	8,186	100.0

* 兵庫県社会課「朝鮮人の生活状態」、前掲資料『朝鮮問題資料叢書3』。

名、裁判所書記19名の増員となった。

⁷⁹ 「内地在住朝鮮同胞ノ第二次一斉調査実施要綱」前掲資料『協和会関係資料集V』207頁。

⁸⁰ 「東京都官制外五勅令中ヲ改正ス」(1945.2.1) (日本国立公文書館所蔵)。また「兵事思想」の普及徹底のため、講演、映画上映、夫人1日入営などの施策を実施する計画も立てた。

⁸¹ 「指示事項」(1944.3)前掲資料『協和会関係資料集I』441-448頁。

⁸² 「決戦下の協和事業」『興生事業研究』(1945年1月号)前掲資料『朝鮮問題資料叢書4』541頁。

⁸³ 神戸市社会課『在神半島民族の現状』1927年。前掲書『協和会』152頁から再引用。

⁸⁴ 以下の記述は兵庫県社会課「朝鮮人の生活状態」(前掲資料『朝鮮問題資料叢書3』)を参照した。調査が行われた時期は、1937年2月25日から4月25日までの2か月だった。

こうした現状は移住朝鮮人の高い移動性と連動する。日本本土の居住期間、兵庫県居住期間、現住地居住期間を整理した下の〈表5〉がそれである。

〈表5〉 兵庫県の移住朝鮮人の居住期間

	日本居住期間		兵庫県居住期間		現住地居住期間	
～1か月	28	0.3	366	4.5	720	8.8
～6か月	123	1.5	1,212	14.8	2,041	24.9
～1年	221	2.7	856	10.5	1,189	14.5
～2年	441	5.4	1,046	12.8	1,104	13.5
～3年	769	9.4	913	11.2	822	10.0
～5年	1,988	24.3	1,447	17.7	1,102	13.5
～10年	2,666	32.6	1,592	19.4	893	10.9
～15年	1399	17.1	596	7.3	259	3.2
15年～	502	6.1	152	1.9	51	0.6
不明	49	0.6	6	0.1	5	0.1
計	8,186	100	8,186	100.2	8,186	100

* 兵庫県居住期間の割合の合計は四捨五入したものを加えた結果である。

* 〈表4〉と同資料より作成。

日本に3年以上居住した割合が全体の80%を超えるが、3年以上兵庫県に居住した割合は50%を下回り、3年以上現住地に居住した割合は30%にも満たない。特に現住地に1年未満の居住者の割合は50%を超えるという事実から、移住朝鮮人の高い移動性を推測できる。

このような高い移動性は広島県の事例でも確認でき、戸河内町に所在する打梨発電所工事によって移住した打梨尋常小学校の朝鮮人家族がそれである⁸⁵。1937年に51家族、1938年に21家族、合計72家族が転入したところ、朝鮮人保護者の以前の住所は朝鮮が32家族、日本国内が40家族(広島内18家族)だった。上の32家族(44.4%)は朝鮮から初めて広島県の内陸部へ移住したのだが、このことは既に広島県に移住していた人たちとの縁故やネットワークがなければ不可能なはずである。広島内の移住者18家族(25.0%)の以前の住所は大部分が戸河内町近隣の水力発電所工事が行われていた場所で、水力発電所工事に伴い、居住地を移動していたことがわかる。

転出地の状況も同じ傾向を表している。内訳は朝鮮帰国33家族、戸河内町6家族を含む広島内18家族、日本国内の別の県9家族、行方不明4家族、空欄8家族である。要するに、全72家族中、わずか6家族(8.3%)だけが戸河内町に引き続き居住したという計算になる。

警察当局の資料もこのような状況を裏付ける。福岡地域の場合、県の特高課長は「本県(福岡、引用者)より北海道が一日5銭高いと聞きますと、家族を連れて北海道迄も歩いて行く」としながら、朝鮮人の高い移動性が協和運動の推進にも障害になると述べている⁸⁶。また1941年2月27日、内務省警保局保

⁸⁵ 広瀬貞三「太田川水系発電所工事と朝鮮人労働者」『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』
http://www.nuis.ac.jp/ic/library/kiyou/9_hirose.pdfから引用。

⁸⁶ 司法省調査部「福岡県下在住朝鮮人の動向に就て」(1939年)前掲資料『戦時外国人強制連行関係史料集 II 朝鮮人1 上巻』409頁。

安課の通牒で「所謂縁故ニ依リ内地ニ渡航シ平和産業、自由労働等ニ就労スル者ハ却ッテ増加ツツアル等ノ実情」と理解された⁸⁷。ここでの「縁故」は、上記で観察した移住朝鮮人独自のネットワーク(就業や生活を含む)を指しているとするのが妥当である。

そして強制動員された朝鮮人の中で頻発していた逃亡者の場合、逃亡の決行と日本定着の過程で移住朝鮮人のネットワークが活用されてもいる。たとえば1944年の秋に相模湖ダム工事の強制動員者2名の場合、各々東京の家族(義兄)と大阪の親戚を頼って逃走を実行し、千葉県の新田原海軍飛行隊の場合、移住朝鮮人労働者の中には強制動員で日本に渡った後に脱出し、働いていた人もいたとし、安壽烈の場合、強制動員地である北海道の飛行場工事現場から逃亡し、大阪を経由して、群馬県草津の日本鋼管鉱山で働いた⁸⁸。茨城の日立鉱山から逃亡した強制動員者は広島で協和会指導員をしていた従兄弟を訪ね、彼は協和会会員証をもらってくれ、その代りに三井三池炭鉱に挺身隊員として行き、6か月間重労働した⁸⁹。

このような高い移動性は戦争末期まで続き、兵庫県の相生市の例からそのことがわかる⁹⁰。1942年から1945年まで214世帯が寄留届を提出したが、そのうち朝鮮から渡ってきた世帯が142世帯、日本の各地域から移って来た世帯が72世帯である。日本国内の以前の居住地としては大阪府と兵庫県がそれぞれ26世帯と21世帯で大部分を占めており、続いて広島県6世帯、山口県4世帯、京都府3世帯、その他12世帯の順である。相生市所在の播磨造船所で関連工事があるという噂を聞き、集まったのだと推測できる⁹¹。

2. 移住朝鮮人と強制動員朝鮮人の違い

以上から協和会はもちろんのこと、日本政府当局者にとっても、移住朝鮮人対策の主眼点は労働力動員にはなかったという点を確認できた。この点は朝鮮人労働力確保に血眼になっていた個別企業も同じだった。日本語はもちろん日本本土での生活にも支障がない移住朝鮮人はなぜ労働力動員の対象になっていなかったのだろうか？ その答えを求める過程で、朝鮮人動員のもう一つの深層が表れる。

まず北海道所在の炭鉱の事例が興味深い示唆点を提供する⁹²。前に登場した夕張炭鉱の場合、日中戦争以前から在職していた移住朝鮮人が約60人程度いた。彼らを強制動員朝鮮人の管理に投入するかに関し、労務課ではそのような必要がないとして、「内地在住朝鮮人ハ御承知ノ通り内地事情ニ通

⁸⁷ 「朝鮮人労働者移住促進ニ関スル緊急措置ノ件」前掲資料『朴慶植』第4巻、14頁。

⁸⁸ 朝鮮人強制連行真相調査団編『朝鮮人強制連行調査の記録—関東編1—』柏書房、2002年、257-259、277、296-298頁。

⁸⁹ 山田昭次「日立鉱山朝鮮人強制連行の記録—解説と証言—」梁泰昊編『朝鮮人強制連行論文集成』明石書店、1993年、461頁。

⁹⁰ 朝鮮人強制連行真相調査団編『朝鮮人強制連行調査の記録—兵庫編—』柏書房、1993年、234-237頁。

⁹¹ 愛知県のある地域の場合も、寄留簿に記載された266世帯中、約90%が1943年から1945年の間に移って来ていて、以前の居住地は大阪、岐阜、東京、愛知県内をはじめ、15の道府県に及んでいた(朝鮮人強制連行真相調査団編『朝鮮人強制連行調査の記録—中部・東海編—』柏書房、1997年、25頁)。

⁹² 以下の記述は戸塚悦郎「日本帝国主義の崩壊と「移入朝鮮人」労働者」隅谷三喜男編『日本労使関係史論』東京大学出版会、1977年、244-245、256-257頁を参照した。

ジ居リ稼働中移入鮮人ニ種々宣伝スル為メ悪影響ヲ及ボシ指導上管理上支障ヲ生ジタル事例有之ニツキ爾今銓衡ノ際採用セヌ様願度シ」という要請を本社に送っている。すなわち炭鉱で推進する「皇民化」の成果を出すためには移住朝鮮人から隔離しなければならないという判断を下したのである。もちろん移住朝鮮人と移住朝鮮人との関係は地域的に、あるいは分野により多様なあり方を見せていたことに違いはない。

似た認識と状況は、朝鮮での強制動員過程からも確認できる。朝鮮での労働者募集に関与していた三菱系列の雄別炭鉱茂尻鉱業所の職員は次のような回想を残している。

昭和14(1939)年頃の条件は、総督府にいて、各道、いわゆる何県というようなものを割当ててもらいそれから小さく下へ下りていく。その条件の中には日本語を解する者という条件があったわけです。[中略]日本語のできるものもいたので話をすると夕張にいた、常磐にいた、大阪にいたというのがいた。[中略]しかし言葉を覚えているというのが弊害になるのですね。一度内地に渡った者はいいことよりも余計なことを覚えていきますからね。それで知らない者がいいということになった。[下略]⁹³

「余計なこと」の内実は日立鉱山の内部資料(「昭和16年度所長会議資料」)の朝鮮人管理方針によく表れている。

内地先行半島人トノ直接接触ヲ絶対回避スルコトハ、管理対策樹立上重要ナル案件ノツナリ。内地先行半島人ガ新渡来者ヲ喰物ニセンガ為メ、甘言ヲ弄シテ誘惑シ、或ハ故意ニ内鮮対立民族的思想偏見ヲ注入シ扇動スル等新旧渡航者相互間ニ直接交渉ノ機会ヲ与エフルハ最モ危険ナリ⁹⁴。

筑豊地区の炭鉱の労務係長も似たような話を残している。

帰住⁹⁵朝鮮半島人についても注意を払はねばならぬ。よく協和会関係の勤労報国隊の中には、移入半島人の誘引を行ふ者があるし、この帰住半島人に対してあまり注意を払はない場合があるので、失敗の憂目を見るのである。

殊に、長年内地に於て、移入早々半島労務者よりは、遙かに知識が豊富であるから、悪辣な者に引かかると、その被害は大である⁹⁶。

「甘言」と「誘因」の結果は川崎所在の日本鋼管の労務次長の分析から明らかになる。日本鋼管の場合、初めは会社内に訓練工の寄宿舎を置いていたが、人員が増加するにつれて外へ分散収容する

⁹³ 北海道立労働科学研究所「石炭鉱業の鉱員充足事情の変遷」『北海道と朝鮮人労働者』北海道保健福祉部保護課、1999年、47頁から再引用。

⁹⁴ 前掲論文「日立鉱山朝鮮人強制連行の記録—解説と証言—」453頁。

⁹⁵ 原文には帰住とあるが、これは既住の誤記であると判断される。

⁹⁶ 「半島労務者心理の私見」(筑豊石炭鉱業互助会報、1943年)前掲資料『戦時外国人強制連行関係史料集Ⅱ朝鮮人1下巻』1054頁。

ことになった。「このため外部との接触が多くなり、殊に当川崎市には半島自由労務者が多いため、通勤途中とか休日とかに彼等と街で交際する機会が多くなり、人足その他の仕事の方が金になるといはれて、誘惑にかかるのである」とある⁹⁷。

その結果、作業現場で移住朝鮮人と強制動員朝鮮人は互いに「隔離」されることになったのが多くの証言から確認できる。前にも言及した千葉県の茂原海軍航空隊の施設部では、移住朝鮮人の場合、山口組のような「組」が直接募集し、飛行場外の「飯場」に居住したのに比べ、強制動員者たちは飛行場の中の仮設住宅に収容され、監視を受け、外出も許可されなかった⁹⁸。先に言及した金相均の証言の中には新潟県新津にいた強制動員者について、「自由に外には出られない状態。我々とは全然違っていた」という内容のものもある⁹⁹。

以上のように個別企業は移住朝鮮人と強制動員朝鮮人について相反する認識と対応を示していた。そのような状況は強制動員朝鮮人が移住朝鮮人に比べて、より劣悪な労働条件に苦しめられていたという点と軌を一にした。たとえば炭鉱の場合、1943年4月現在の採炭夫の割合は強制動員朝鮮人(51.6%)—移住朝鮮人(32.9%)—日本人勤労報国隊など(21.9%)—日本人正規(18.4%)の順で、強制動員朝鮮人は「地下労働のとりわけ過酷な職種に集中的に投入された」とある¹⁰⁰。要するに、移住朝鮮人が、動員すべき労働力として想定されないのには、企業の利潤創出という側面が内在していたのである。そのような面で、移住朝鮮人と強制動員朝鮮人の分離は、植民支配と密接に結び付けられ働いていた企業ないし資本の観点を私たちに想起させる。

VII. おわりに

1910年に、日本の植民地に転落して以来、多くの朝鮮人たちが玄界灘を渡り、日本本土へ生活の場所を移した。彼らは日本社会の底辺の下層労働市場を構成して支えながら、独自の生活を送り、そのような朝鮮人の把握と統制は全面的に警察当局に任されていた。

労働力動員という側面から見ると、移住朝鮮人は日中戦争の勃発以降、初期段階では政策的にも労働市場の側面からもあまり注目されなかった。労働力不足が叫ばれていた炭鉱などの産業には朝鮮半島から直接動員された朝鮮人たちが配置され、移住朝鮮人と、新しく日本本土に居住することになった強制動員朝鮮人の統制を総括する組織として協和会が組織されるに至った。一方で、そのような渦中でも縁故渡航によって日本に渡る移住朝鮮人も持続的に増加し、彼らは主に非軍需産業方面で職を得た。

⁹⁷ 国民勤労研究会『半島機能工の育成』(1943.3)前掲資料『朝鮮問題資料叢書1』104-105頁。

⁹⁸ 前掲書『朝鮮人強制連行調査の記録—関東編1—』274-275頁。やはり1920年代中盤に日本に渡った李瑛奭の場合、1942年から山口組所属で働き、強制動員された朝鮮人たちとは一緒に働かなかったと証言した(同上、273頁)。

⁹⁹ 同上、283頁。地域によっては移住朝鮮人と強制動員朝鮮人が一緒に居住した場合もあった(山田昭次「山形県最上郡大蔵村古河永松鉱業所、朝鮮人強制連行聞書」前掲書『朝鮮人強制連行論文集成』380頁)。

¹⁰⁰ 前掲書『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』263-264頁。

動員対象としての移住朝鮮人の役割と位置づけに変化が生じたのは、米国との開戦前後の時期であり、これはいわゆる「募集」から「官斡旋」への移行にもつながる。徴用対象として編入されたり、勤労報国隊のように短期間に一時的な作業現場に投入される臨時労働力として活用されながら、移住朝鮮人も戦争遂行に必要な労働力として計上され、動員されていった。

このような移住朝鮮人の動員はあまり円滑に運用できなかった。勤労報国隊はもちろんのこと、徴用でさえ期待された成果を得ることができなかった。これを補充するために移住朝鮮人の把握と統制システムが補強され、徴兵制の導入と実施準備はこうした雰囲気を変転させる契機として作用したと言えた。寄留調査などを通して捕捉された移住朝鮮人は、戦争末期に至って、徴兵制あるいは勤労報国隊という形で日本の戦争遂行に必要な人的資源として動員されていった。しかし、計画と成果の側面から、移住朝鮮人の動員は強制動員朝鮮人に比べ、明確で顕著な違いが存在した。

移住朝鮮人動員が本格的に行えなかったのは、下層社会特有の閉鎖性と高い移動性、就業と関連する独自のネットワークなどが主要要因として指摘できる。こうした移住朝鮮人共同体の孤立性と独自性は、強制動員朝鮮人の「逃亡」を成功させるのにも寄与した。要するに、移住朝鮮人は必要な労働力として把握も動員も難しい生活方式を構築していたわけで、まさにその点に着眼することにより、我々は移住朝鮮人が強制動員朝鮮人と分離あるいは隔離されなければならなかった原因を抽出できる。それは、戦時状況でも作動する利潤極大化、そのような企業と「国家」の関係から読み取れる戦時動員の本質である。

最後に一つだけ指摘しておきたい。移住朝鮮人動員の志向点と関連し、「既住在日朝鮮人に対する『帝国』国家の政策の基本的スタンスは、労働力動員よりも、治安取締的観点からの精神的動員や『同化』政策の推進に相対的な重点が置かれていた」という西成田の評価がそれである¹⁰¹。日本政府が労働力動員ではなく治安維持に重点を置くようになったのは、「意図」による結果ではなく、移住朝鮮人動員が難しいということに由来する「副産物」としての結果だった。すなわち、治安の側面から不安感を払拭できなかったために移住朝鮮人の動員は兵力動員以外に敗戦に至るまでも勤労報国隊と勤労奉仕隊の供出だけに依存するしかなかったのである¹⁰²。

¹⁰¹ 同上、229頁。協和会研究の先駆者である樋口雄一も同様に認めている。すなわち、彼は中央協和会の設立理由は、「失業対策上の問題」ではなく、「在日朝鮮人は日本の戦争政策遂行上好ましくない要因をもった80万人の集団」というところから起因したものだとし、協和会の課題の一つは「治安対策」に沿うものだと指摘した（前掲書『協和会』81-82頁）。

¹⁰² 「移入朝鮮人労務者の事故防止協議会に関する件」(1945.1.13) 前掲資料『協和会関係資料集Ⅲ』104-105頁。警保局長の通牒で徴用者の増加による治安対策強化を指示しており、こうした治安的観点は敗戦が迫った時点まで重視された。

批評文(大西 裕)

本論文は、戦時期に焦点を当てて、日本に居住した朝鮮人の生活と動員の関係を論じたものである。朝鮮人の日本への移動のパターンは、大きく分けて二つある。一つは、縁故などを通じて日本に生活空間を求めた「移住朝鮮人」と、戦時期に入って居住した「強制動員朝鮮人」である。従来の研究は、これらの違いを厳密に区分して論じず、いずれかに焦点を当てた研究上の含意が、朝鮮人全般に一般化されることが多かった。それゆえ、両者の関係が論じられることもほとんどなかった。以上の研究上の空白を埋める本論文は意義が大きい。日本への渡航パターンの違いは、彼らの生活パターンの違いをも生じさせた。そして、違いが生じたのは、他方のパターンで渡航した朝鮮人の存在形態自体によるものであったとする本論文の主張は新鮮で、評者も学ぶところが多かった。

ただし、何点か一層の検討が必要であると考えられる。第一に、彼らの渡航の動機に対する考察である。渡航の動機は、渡航先での生活形態に大きく影響を与える。例えば、渡航の目的が現金収入獲得で、長期居住でない場合、現地でネットワークを形成しないことは不思議ではない。逆に、長期居住が目の場合にはネットワーク形成が重要になる。朝鮮人の日本渡航には一般的に植民地権力の介入など外在的要因が強調されることが多いが、そのために、一般的に人の移動を考察する際に必要な動機の分析が後回しになっている傾向がある。しかし、本論文のように現地での生活を視野に入れた研究を行う場合、動機に関する考察なしに分析すると、結論が不十分な推論にとどまると考えられる。つまり、渡航朝鮮人と強制動員朝鮮人の生活の違いはこの点から生じると考えられて不思議はない。第二に、渡航朝鮮人内部の関係である。本論文は、本土居住朝鮮人の行動を、日本政府、とりわけ警察との関係で描いている。確かに、朝鮮人の行動は警察の監視下にあり、協和会を通じて指導される関係にあったので、両者を対峙させる視点は重要である。他方、渡航朝鮮人の警察への距離の取り方は一様ではない。少数派ではあるが警察に協力的な朝鮮人がいる一方で、社会主義運動に属する過激なグループもいたものであり、彼らの間で警察が進める政策への協力には差異があった。これが、渡航朝鮮人の行動にどのような影響を与えるのかが十分議論されていない。第三に、上記との関連で、渡航朝鮮人に対する警察の監視が持つ治安維持的側面は、本論文で論じるよりも重要ではないかということである。渡航朝鮮人のうち一部分が過激な社会主義運動を行い、警察がこの角度から彼らの行動を警戒していたことは先行研究においてもたびたび注目されている点である。本論文の言うように、渡航朝鮮人の持つ情報の強制動員朝鮮人への伝播は、彼らを低賃金で過酷な労働に向かわせる上で不都合である。一般的に、労働力の供給が減れば労働賃金は上昇するので、情報の遮断は労働供給が不足した戦時期日本の雇用者側にとって重要であるが、社会主義をはじめ当時の政府に不都合な思想が強制動員朝鮮人のみならず一般国民に伝わることも同様に警察にとって重要であったはずである。戦時期を通じて渡航朝鮮人と日本人の混住が進んだとの研究もあり、この点はより重視されるべきではなかったかと考える。